

概要版

第3次

Takehara City Planning Master Plan

竹原市都市計画 マスタープラン

～瀬戸内に映える 持続可能な都市をめざして～

Takehara City

平成28年11月

広島県竹原市

I 計画の基本的事項

【計画策定の目的】

- 都市計画は、住みよいまちの実現に向けて、土地利用、道路や公園、下水道などの都市施設の配置、地域特性を活かしたまちづくりなどについて計画し、それに基づき、土地利用や建築に関する制限、都市施設の整備、きめ細かなルールづくりなどを行うものです。
- 第3次竹原市都市計画マスタープランは、市民等と行政が将来の都市像を共有し、次世代に引き継ぐ都市づくりを効果的かつ着実に進めていく上での指針とするために策定するものです。

【計画の位置づけ等】

■計画の位置づけ：

- ・都市計画法第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定
- ・竹原市総合計画、竹原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画に即して策定
- ・竹原市人口ビジョン、竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略を受けて策定

■計画の対象区域：竹原市全域

■計画の目標年次：平成37年



▲忠海床浦海岸

II 都市づくりの目標と基本的方針等

【将来都市像】 住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら

【都市づくりのテーマ】 瀬戸内に映える 持続可能な都市づくり

【都市づくりの目標】

目標①

都市機能がコンパクトに集積し、
環境負荷の少ない持続可能な都市

目標②

地域資源と特性が有効に活かされ、
魅力と賑わいに満ちた都市

目標③

安全、快適で定住条件が整い、
若者、子育て世帯、高齢者が
定着する都市

【基本的方針】

- 活力ある都市生活と産業活動を支える拠点形成
- 公共交通ネットワークの充実

- 都市と緑・農が調和した豊かな都市づくり
- 地域資源と特性を活かした魅力ある都市づくり
- 観光・交流豊かな賑わいのある都市づくり

- 子育て環境の整った都市づくり
- 子どもから高齢者まで、誰もが快適に暮らせる都市づくり
- 災害に強く、安全に暮らせる都市づくり

【将来人口の設定】

- 計画の目標年次（平成37年）における将来人口は、24,000人と設定します。

年次	平成27年	平成37年
人口	26,426人	24,000人

（平成27年は、国勢調査）



▲竹原地域の市街地

Ⅱ 都市づくりの目標と基本的方針等

【将来都市構造形成の方針】 - 集約型都市構造への誘導 -

都市機能の集約化

- 生活圏の構成などに応じて、各地域の中心地や居住地を「都市拠点」「地域拠点」「小さな拠点」に位置づけ、都市機能の集約化を図ります。
- 各地域に「産業拠点」と「観光・交流拠点」を位置づけ、地域の活性化と都市の賑わいの創出を図ります。

居住地の誘導

- コンパクトな市街地の形成に向けて、居住地を都市拠点、地域拠点周辺、バス停や駅周辺などの利便性の高い地域に誘導します。

拠点等のネットワーク化

- 居住地における日常生活や地域活動などの利便性を確保するため、生活圏や拠点を結ぶ公共交通ネットワークの充実を図ります。

【集約型都市構造形成の方向】

	都市機能の集約化	居住の誘導	公共交通ネットワーク
都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○市の中心地としての都市機能の集積 <ul style="list-style-type: none"> ・全市域を対象とした都市的サービス機能 ・業務機能 ・観光・交流機能 ・交通機能 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の利便性の高い都市拠点周辺への誘導による誰もが歩いて暮らせる居住地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域と連絡する公共交通ネットワークの充実 ○地域拠点や小さな拠点と連絡する公共交通ネットワークの充実
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活圏の中心地としての都市機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域を対象とした都市的サービス機能 ・地域特性に応じた観光、交流機能 ・交通機能 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の利便性の高い地域拠点周辺、鉄道駅周辺への誘導による誰もが歩いて暮らせる居住地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市拠点や小さな拠点と連絡する公共交通ネットワークの充実
小さな拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○都市拠点、地域拠点から離れた地区の生活サービス機能の維持、充実 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な商業等の生活サービス機能 ・集会機能 ・外出支援・買い物支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の居住の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ○最適な交通手段による地域拠点、都市拠点と連絡する公共交通ネットワークの充実



▲小さな拠点(田万里公民館と小学校跡地)



▲都市拠点(市庁舎と市民館)



Ⅱ 都市づくりの目標と基本的方針等

【拠点、都市軸等の形成】

拠点

- 都市拠点：商業・業務、公共公益施設等が集積する全市の拠点
→ 竹原地域を位置づけます。
- 地域拠点：地域の公共公益施設等が集積する生活サービス拠点
→ 吉名地域、大乘地域、忠海地域、北部地域を位置づけます。
- 小さな拠点：日常生活を支える拠点
→ 小梨、宿根(竹原地域)、田万里、仁賀、東野(北部地域)を位置づけます。
- 産業拠点：工場、流通施設等が集積する産業活性化、雇用創出拠点
→ 竹原工業・流通団地などを位置づけます。
- 観光・交流拠点：地域資源を活かした観光・交流・レクリエーション拠点
→ 町並み保存地区、バンブー・ジョイ・ハイランドなどを位置づけます。

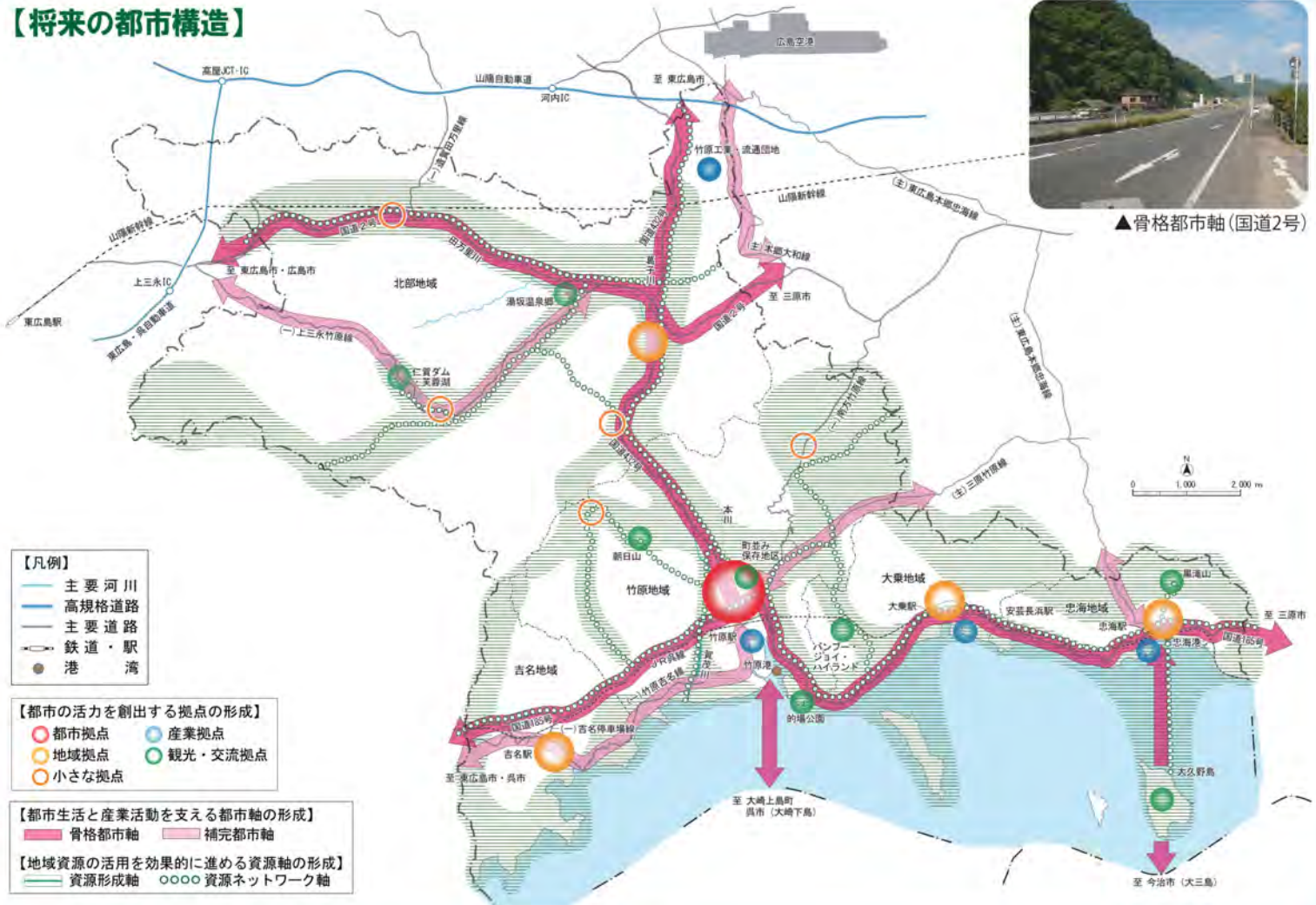
都市軸

- 骨格都市軸：拠点の連絡、広域交通ネットワーク軸
→ 既存の幹線道路などを位置づけます。
- 補完都市軸：拠点の連絡、広域交通ネットワーク軸の補完、緊急時の代替ルート軸
→ 既存の幹線道路の拡充、新たなルートの確保、市域外の道路とのネットワーク化などにより機能の充実を図ります。

資源軸

- 資源形成軸：地域資源の集積、広がり形成軸
→ 地域資源の集積区域、広がりやつながりを持って分布している区域などを位置づけます。
- 資源ネットワーク軸：地域資源を巡るネットワーク軸
→ 資源形成軸に沿って、観光・交流拠点を結ぶ資源ネットワーク軸を配置します。

【将来の都市構造】



【部門別構想の体系】

<p>1 土地利用の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市的土地利用 ・農業的土地利用 ・自然的土地利用 ・観光・レクリエーション用地 ・コンパクトな市街地の形成に向けた土地利用制度の運用の方針 	
<p>2 都市施設の整備・活用の方針</p>	<p>2-1 道路・公共交通等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路 ・公共交通等 ・港湾 ・駐車場・駐輪場
	<p>2-2 都市公園等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園等の整備 ・その他の公園・緑地 ・都市公園等の緑化の推進 ・都市公園等を結ぶネットワークの形成 ・管理・活用の方針
	<p>2-3 下水道等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に適した下水道等の整備 ・防災、減災対策の推進 ・下水道資源の再利用の推進 ・持続可能な下水道施設の維持・管理
	<p>2-4 その他の都市施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道 ・河川・排水施設 ・ごみ焼却場、し尿処理場 ・火葬場 ・流通センター ・その他の都市施設
<p>3 市街地の整備方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な市街地の形成 ・既存市街地における居住環境の向上 ・良質な住宅の供給 	
<p>4 防災都市づくりの方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害対策の推進 ・都市構造の防災化 ・防災・緊急対応基盤の構築 ・市民等との協働による防災体制の充実・強化 	
<p>5 都市環境形成の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全と活用 ・快適な都市環境の創出 ・良好な生活環境の確保 	
<p>6 都市景観形成の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な景観施策の推進 ・竹原らしさを継承する景観形成 ・魅力と賑わいのある景観の創出 ・市民等との連携による景観の創出 	
<p>7 都市空間の魅力づくりの方針</p>	<p>7-1 暮らしやすい都市空間形成の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての世代が暮らしやすい都市環境の整備 ・まちなか居住の魅力化 ・拠点の魅力化
	<p>7-2 観光・交流空間の魅力づくりの方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光・交流資源などの魅力化と活用 ・観光客の受入環境の充実 ・市民等との協働による観光・交流の促進
<p>8 都心核形成の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設ゾーンの整備 ・協働による「都心核」の整備、運営 	



▲酔景の小庭

【1 土地利用の方針】

(1) 基本的な考え方

- 無秩序な宅地化による市街地の拡大や都市的土地利用と農業的土地利用の混在化を抑制し、都市と農地、田園環境が調和した土地利用を維持します。
- 良好な自然環境については、原則として保全するとともに、地域の魅力化と観光・交流の促進を図るため、保全に配慮しながら、適切に活用します。
- 市街地における適正な人口密度の維持、災害リスクの低減などに配慮した居住の適切な誘導により、コンパクトな市街地の形成を進めます。
- 適正な土地利用の規制と誘導により、都市施設の集約化、産業基盤の整備、観光・交流環境の整備などを行い、都市の賑わいと産業の活性化を図ります。



▲下田万里ほ場整備

(2) 具体的な取組の方針

■都市的土地利用

- ・市街地は、竹原地域の都市拠点周辺、吉名、大乘、忠海、北部の各地域拠点周辺などの利便性の高い区域にコンパクトに配置します。

市街地における土地利用の方針

住宅系	住宅地	・良好な住環境を維持します。
	複合住宅地	・住宅と商業施設の共存する土地利用を維持します。
商業・業務系	中心商業地	・商業・業務機能、教育・文化機能、観光・交流機能、行政サービス機能などの多様な都市機能の集積と複合的な整備を進めます。
	沿道商業地	・中心商業地と一体的な都市拠点の整備を進めます。
	近隣商業地	・地域住民を対象とした商業・サービス施設の立地を誘導します。
工業・流通系	専用工業地	・工業地としての土地利用を維持します。 ・竹原工業・流通団地について、新規企業の立地を促進します。
	工業・流通用地	・工業・流通用地としての土地利用を維持します。 ・国道 432号バイパス沿いに工業・流通系の土地利用を誘導します。
	沿道サービス用地	・コンビニエンスストア、給油所などの沿道サービス施設の立地を誘導します。

■農業的土地利用

- ・農地については、農産物の供給、良好な田園環境の維持などのため、農地としての利用を維持するとともに、市民農園、農業体験や交流の場など、多様な利活用を進めます。
- ・集落については、生活環境の整備などにより快適な住環境を維持します。

■自然的土地利用

- ・森林については、木材の生産、都市環境の保全、自然災害の抑制などのため保全します。
- ・良好な自然環境を有する樹林地、河川、湖沼、水面などについても、貴重な自然資源として保全します。
- ・文化的資源を有する地区、海辺や河岸緑地などのレクリエーション地は、自然環境の保全に配慮しながら、地域の魅力の創出、市民の活動の場として活用します。

■観光・レクリエーション用地

- ・町並み保存地区、大久野島、湯坂温泉郷などの観光・交流拠点に位置づけられる地区、民間の観光・レクリエーション地は、観光地、レクリエーション用地として活用します。



▲的場海水浴場

(3) 土地利用制度の運用の方針

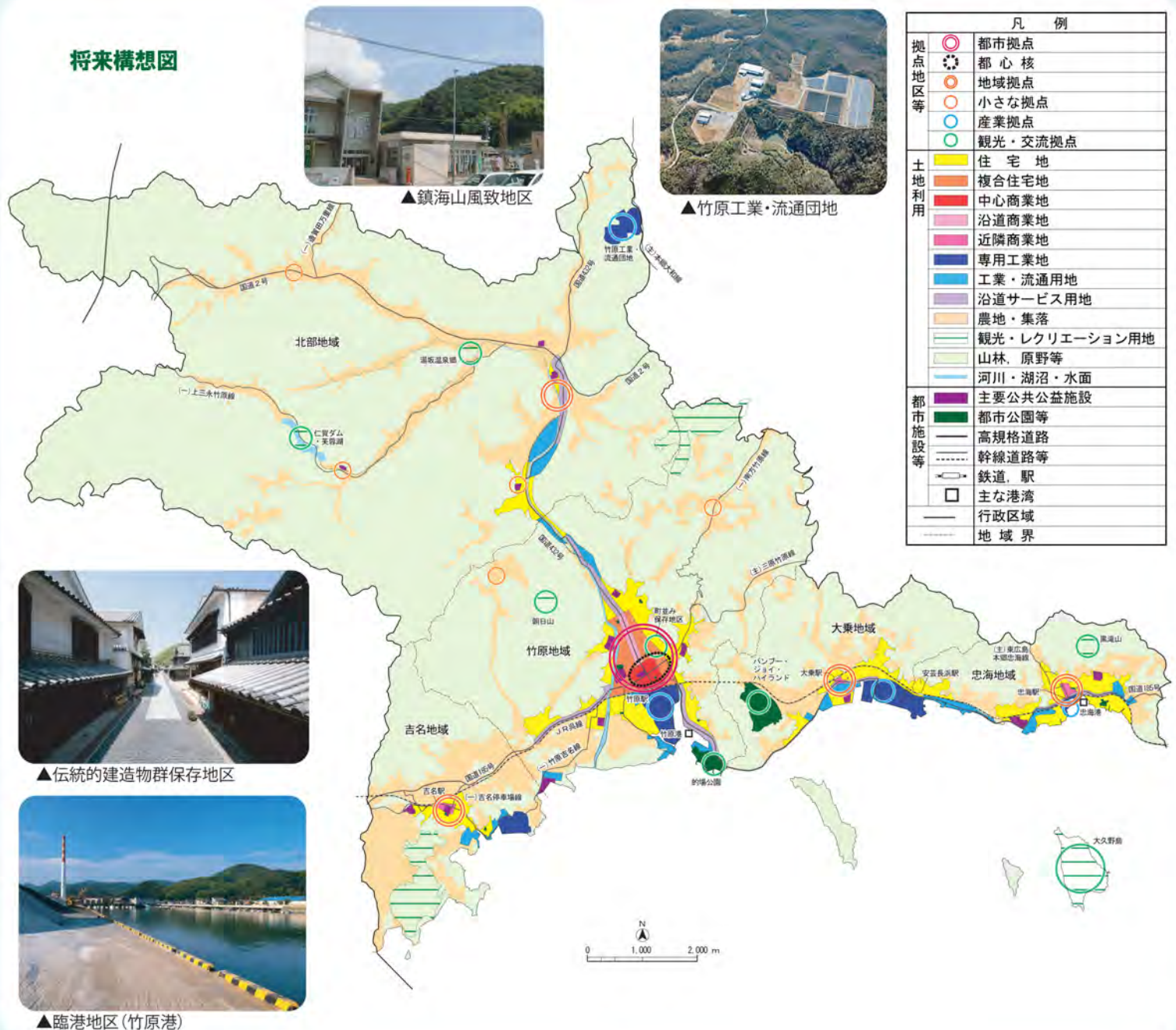
■コンパクトな市街地の形成に向けた土地利用制度の運用

- ・立地適正化計画の策定と都市機能誘導区域、居住誘導区域の指定により、都市機能の立地及び居住地の形成を誘導します。
- ・居住調整地域の指定などによるコンパクトな市街地への誘導を検討します。
- ・開発許可制度の運用などによる災害リスクのある区域における開発の抑制を検討します。

■地域地区等の運用

- ・用途地域：土地利用状況の変化などに対応しながら、適切に運用します。
- ・防火・準防火地域：市街地の不燃化を進めるため、必要に応じて指定します。
- ・風致地区：自然や歴史文化などを活かしつつ、風致地区の維持と保全に努めます。
- ・臨港地区：忠海港二窓地区における臨港地区の指定などを検討します。
- ・伝統的建造物群保存地区：保存計画に基づき、その保存と活用に取り組みます。
- ・地区計画：地区の特徴を活かしたまちづくりを進めるため、地区計画の活用を図ります。

将来構想図



III 部門別構想

【2 都市施設の整備・活用の方針】

【2-1 道路・公共交通等】

■道路

→ 広域幹線道路・地区幹線道路の整備，歩行者・自転車空間のネットワークの整備，誰もが安全で快適に利用できる道路環境の整備，道路整備の見直しや適切な管理・活用

■公共交通等

→ 公共交通ネットワークの充実，誰もが安全で快適に利用できる公共交通環境の整備，公共交通の利用促進

■港湾

→ 港湾機能の充実，防災機能の充実

■駐車場・駐輪場

→ 観光・レクリエーション地，フェリーターミナル利用客のための駐車場・駐輪場の整備，拡充



▲高速バスかぐや姫号

【2-2 都市公園等】

■都市公園等の整備

→ 街区公園等，近隣公園，総合公園の整備

■その他の公園・緑地の整備・活用

→ 公共緑地，民間開発による公園などの交流の場などとしての活用，公有未利用地の活用などによる多様な機能を有する公園，広場の整備

■都市公園等の緑化の推進

→ 都市環境の保全，良好な都市景観の形成に向けた公園の芝生化

■都市公園等を結ぶネットワークの形成

→ 賀茂川河岸や臨海部における親水空間の整備，歩行者空間の確保

■管理・活用の方針

→ 都市公園等の適切な維持管理，多様な主体による管理運営に向けた取組の推進



▲秋井公園(街区公園)

都市施設の整備方針図



▲主要地方道三原竹原線

Ⅲ 部門別構想

【2-3 下水道等】

■地域に適した下水道等の整備

→ 公共下水道の計画的な整備，地域特性に応じた効果的な下水道処理施設の整備

■防災，減災対策の推進

→ 雨水管渠や雨水排水ポンプ場の整備，各種ハザードマップの周知などによる総合的な浸水対策，下水道施設の耐震化などによる震災対策の推進

■下水道資源の再利用の推進

→ 雨水貯留施設の設置の促進，下水道施設，下水再生水などを活用した水辺空間の再生・創出

■持続可能な下水道施設の維持・管理

→ 下水道施設のメンテナンスサイクルの構築，長寿命化対策，最適な下水道機能・サービスの持続的提供



▲竹原浄化センター

【2-4 その他の都市施設等】

■上水道

→ 上水道の整備等，水資源の確保，上水道施設の適切な維持・管理

■河川・排水施設

→ 自然災害予防対策の推進，市街地における排水機能の向上

■ごみ焼却場，し尿処理場

→ 広島中央環境衛生組合との連携によるごみ，し尿処理施設の集約化

■火葬場

→ 斎場（火葬場）の適切な管理運営

■流通センター

→ 食品を主体とした流通拠点機能の維持



▲成井浄水場



▼本川排水機場

【3 市街地の整備方針】

■計画的な市街地の形成

→ 利便性の高い区域におけるコンパクトな市街地形成，新開土地区画整理事業の計画的な事業の推進 など

■既成市街地における居住環境の向上

→ 街並み環境整備事業などによる居住環境の向上，空き家の活用及び適正管理，老朽化した空き家の除却と跡地の有効利用

■良質な住宅の供給

→ 市街地内の未利用地や遊休公有地などの活用による子育て世帯向け住宅などの良質な住宅の普及

【4 防災都市づくりの方針】

■自然災害対策の推進

→ 土砂災害対策，水害対策の推進 など

■都市構造の防災化

→ 市街地の不燃化などの促進，建築物の耐震化の促進，災害に強い都市基盤の整備・都市構造への誘導 など

■防災・緊急対応基盤の構築

→ 防災拠点の整備，避難空間の確保とネットワークの形成，緊急輸送道路の整備，ライフライン施設の整備・充実 など

■市民等との協働による防災体制の充実・強化

→ 地域防災力の向上，身近な地区の防災まちづくり など



▲急傾斜地崩壊対策事業(宮原地区)



▼耐震補強(竹原中学校)

【5 都市環境形成の方針】

■自然環境の保全と活用

→ 森林，河川，海浜などの自然環境の保全，自然レクリエーション資源の活用による自然とふれあえる場の確保 など

■快適な都市環境の創出

→ 町並み保存地区の魅力化，多様な地域資源の活用，都市緑化の推進，空き家，空き地の有効活用と適正な管理 など

■良好な生活環境の確保

→ 大気汚染の防止などの公害防止対策，水環境の保全 など

Ⅲ 部門別構想

【6 都市景観形成の方針】

■総合的な景観施策の推進

→ 景観計画、景観条例などの制定、竹原市歴史的風致維持向上計画の推進 など

■竹原らしさを継承する景観形成

→ 歴史的景観の維持・向上、水と緑、「農」を活かした自然景観の維持・向上

■魅力と賑わいのある景観の創出

→ 公共空間、民間建築物などによる魅力ある景観の創出、魅力ある市街地景観の創出 など

■市民等との連携による景観の創出

→ 市民等と行政との協働による景観の創出に向けた取組



▲中心市街地

【7 都市空間の魅力づくりの方針】

【7-1 暮らしやすい都市空間形成の方針】

■すべての世代が暮らしやすい都市環境の整備

→ 公共施設などのバリアフリー化、安全で快適な交通環境の整備、犯罪の起こりにくい都市づくり

■まちなか居住の魅力化

→ 既成市街地における多様なニーズに対応した住宅の供給、交流・レクリエーション空間の整備 など

■拠点の魅力化

→ 都市拠点における魅力化と賑わいの創出、各地域拠点の立地特性を活かした地域拠点の魅力化

【7-2 観光・交流空間の魅力づくりの方針】

■観光・交流資源などの魅力化と活用

→ 町並み保存地区及び周辺地区の魅力化、観光・交流拠点の整備、充実、観光・周遊ルートの整備

■観光客の受入環境の充実

→ 観光客の休息・交流スペースの充実、情報提供、案内機能の充実 など

■市民等との協働による観光・交流の促進

→ 指定管理者制度の導入などによる観光・交流資源や施設などの管理、観光・交流資源を活用した来訪者などとの交流の促進

【8 都心核形成の方針】

■公共施設ゾーンの整備

→ 市庁舎機能の移転、まちの中心にふさわしいゾーンの形成、都心核と各地域拠点をネットワークする公共交通機能の整備 など

■協働による「都心核」の整備、運営

→ 民間活力の活用の検討、市民等と行政の協働による都心核の運営 など

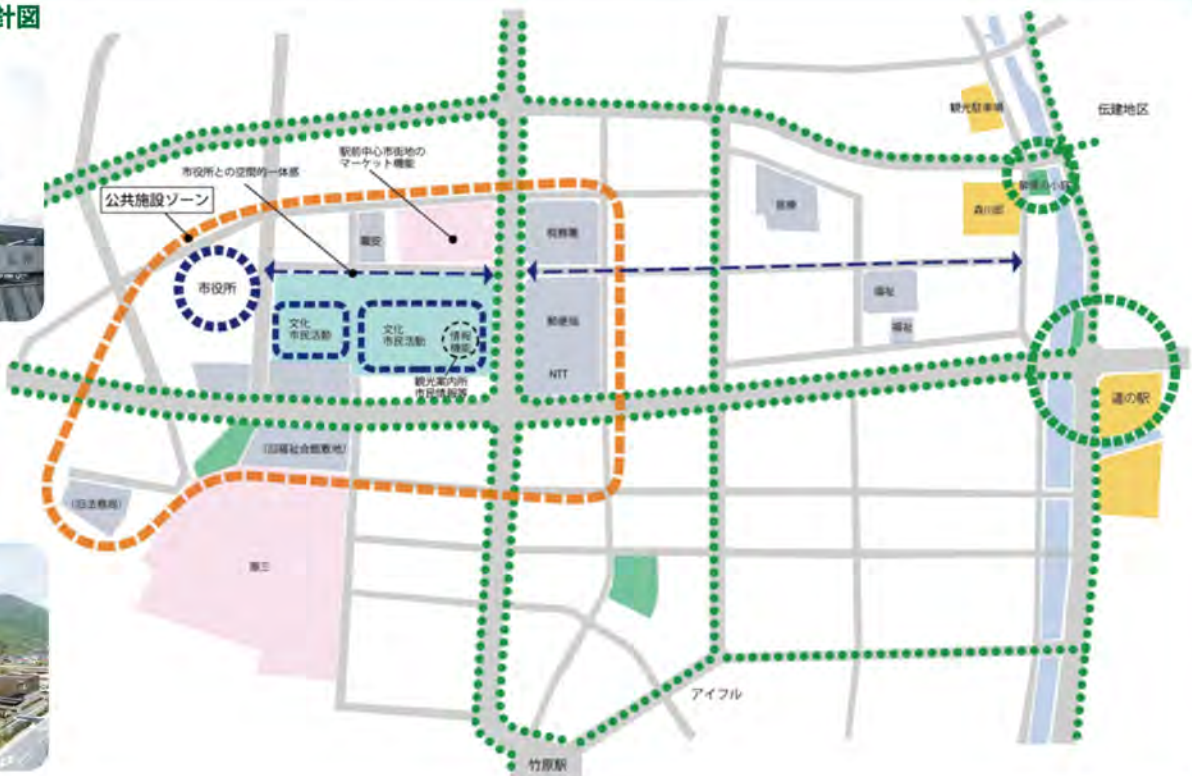
都心核形成の方針図



▲市庁舎



▼合同ビル



IV 地域別構想 — 竹原地域

【地域の位置づけ】

- JR竹原駅北側に商業・業務施設，医療・福祉施設，教育・文化施設，行政サービス施設などが集積し，多様な都市的サービスを提供する『都市拠点』
- 自然資源，歴史的・文化的資源，産業資源，観光・交流資源などが豊富に分布し，観光都市としての活力を牽引する『観光・交流拠点』

【地域の将来像とまちづくりの基本的方向】

< 地域の将来像 > 若者が集まり，自然と文化のある 日本一住みよいまち「竹原」

- < まちづくりの基本的方向 >
- ① 地域資源を活かした魅力あるまちづくり
 - ② まちなかの魅力化と賑わいづくり
 - ③ 観光・交流が盛んで，活力のあるまちづくり
 - ④ 若者・子育て世帯が定住できるまちづくり
 - ⑤ 安全・安心のまちづくり

【都市構造形成の方針】

- ・ 都市拠点への全市を対象とした都市的サービス機能の集約化
- ・ 小梨地区，宿根地区における生活サービス機能の維持
- ・ 都市拠点とその周辺地域への居住の誘導
- ・ 居住地，各地域，各地区と都市拠点を結ぶ公共交通ネットワークの充実



▲賀茂川の桜並木

まちづくり方針図



凡例	
●	都市拠点
○	都心核
○	小さな拠点
○	産業拠点
○	観光・交流拠点
土地利用	
■	住宅地
■	複合住宅地
■	中心商業地
■	沿道商業地
■	専用工業地
■	工業・流通用地
■	沿道サービス用地
■	農地・集落
■	観光・レクリエーション用地
■	山林・原野等
■	河川・湖沼・水面
都市施設等	
■	主要公共施設
■	都市公園等
■	幹線道路等
■	鉄道 駅
■	路線バス
■	福祉バス
■	高速バス
■	乗合バス
■	福祉タクシー
■	港湾

地域資源 凡例	
▲	自然的資源
○	歴史的・文化的資源
○	産業・社会的資源
○	中国自然歩道
→	眺望

※地域資源は，市民ワークショップによる。



▲JR竹原駅前

IV 地域別構想 — 吉名地域

【地域の位置づけ】

- 中央にJR吉名駅、コミュニティ施設、行政サービス施設などが立地し、市民の日常生活を支える『地域拠点』
- 自然景観、産業景観、田園景観などの特徴的な景観と豊富な特産物を有し、本市の持つ多様な魅力の一端を担う『産業・交流ゾーン』

【地域の将来像とまちづくりの基本的方向】

< 地域の将来像 > きて、みて、住んで、よかったと実感できる「吉名」

- < まちづくりの基本的方向 >
- ① 農と食と瀬戸内海を活かした魅力あるまちづくり
 - ② 誰もが楽しく参加するコミュニティづくり
 - ③ 住民と企業との連携による活力あるまちづくり
 - ④ 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり
 - ⑤ 安全・安心・便利さを支えるネットワークづくり

【都市構造形成の方針】

- ・地域拠点における吉名地域を対象とした都市的サービス機能の充実
- ・地域拠点の周辺や駅周辺への居住の誘導
- ・居住地、地域拠点と都市拠点を結ぶ公共交通ネットワークの充実

まちづくり方針図



▲よがんすのお〜祭り



▲吉名小学校跡地



▲龍島と干潟

凡例	
拠点	○ 地域拠点
土地利用	住宅地
	近隣商業地
	専用工業地
	工業・流通用地
	農地・集落
都市施設等	主要公共公益施設
	都市公園等
	幹線道路等
地域拠点の整備	鉄道、駅
	公共 路線バス
	交通 福祉バス
	主な整備・誘導ゾーン
	歩行者ネットワーク
	道路整備
	道路の改良

地域資源 凡例	
▲	自然的資源
○	歴史的・文化的資源
○	産業・社会的資源
→	眺望

※地域資源は、市民ワークショップによる。

IV 地域別構想 — 大乗地域

【地域の位置づけ】

- 中央にJR大乗駅，コミュニティ施設，行政サービス施設などが立地し，市民の日常生活を支える『地域拠点』
- 良好な自然環境，豊富な産業資源と総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドを有する『スポーツ・交流ゾーン』

【地域の将来像とまちづくりの基本的方向】

＜地域の将来像＞ 住んでよかった，これからも住み続けたいやさしいまち「大乗」

- ＜まちづくりの基本的方向＞
- ① 豊かな自然環境を活かした楽しく暮らせるまちづくり
 - ② 総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドを活かした交流豊かなまちづくり
 - ③ 住民が相互につながり，助けあう，温もりのあるまちづくり
 - ④ 多世代のコミュニケーションと活躍の場があるまちづくり
 - ⑤ 誰もが安心し，安全に暮らせるまちづくり

【都市構造形成の方針】

- ・地域拠点における大乗地域を対象とした都市的サービス機能の充実
- ・地域拠点の周辺や駅周辺への居住の誘導
- ・居住地，地域拠点と都市拠点を結ぶ公共交通ネットワークの充実

まちづくり方針図



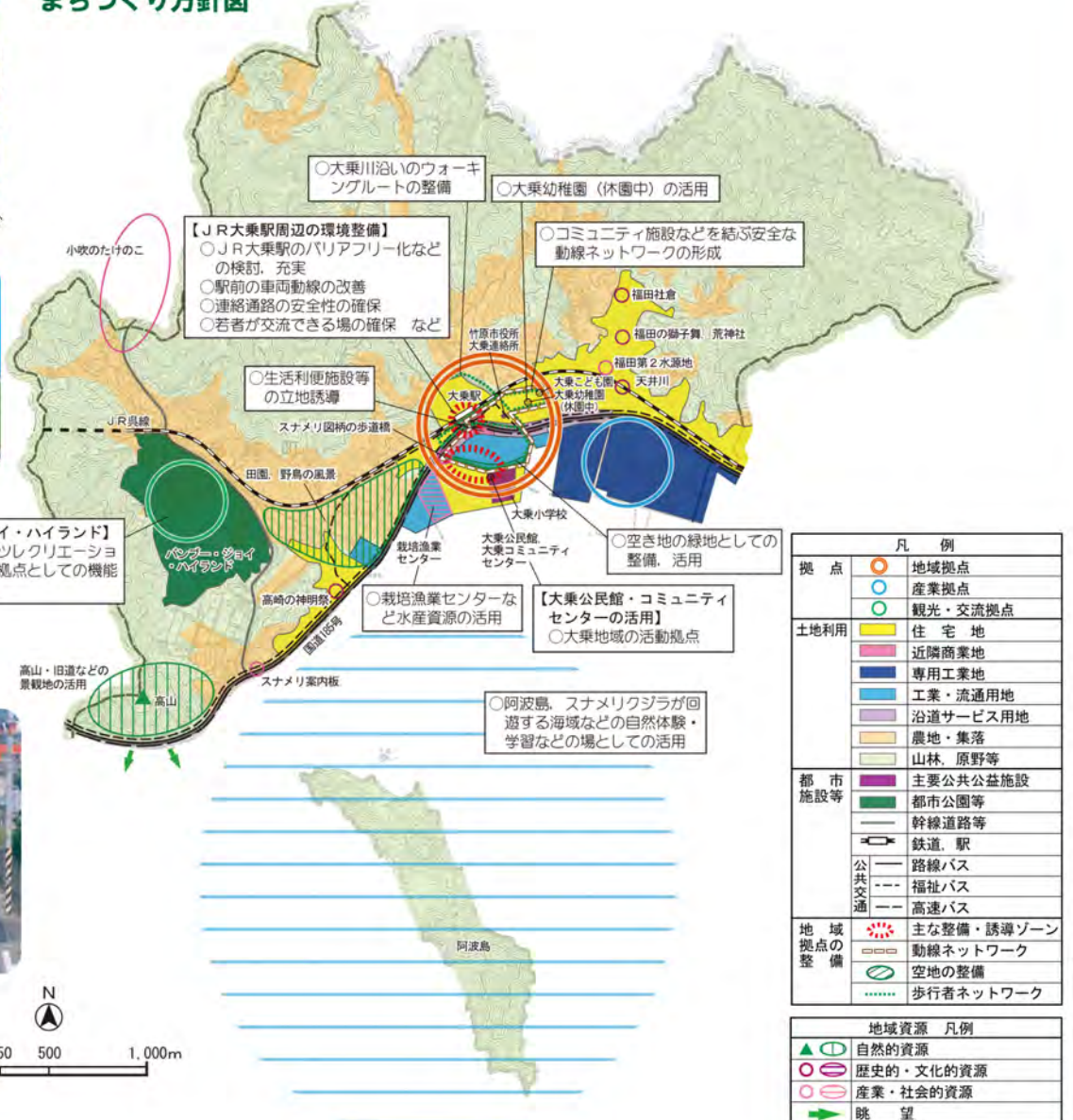
▲総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド



▲広島県栽培漁業センター



▲国道185号 福田地区歩道整備



IV 地域別構想 — 忠海地域

【地域の位置づけ】

- JR忠海駅周辺に商業施設、行政サービス施設などが立地して地域の中心地が形成され、市民の日常生活を支える『**地域拠点**』
- 大久野島、黒滝山、市街地に分布する社寺などの観光・交流資源が豊富に分布し、観光都市としての活力を牽引する『**観光・交流拠点**』



▲忠海駅を利用する外国人観光客

【地域の将来像とまちづくりの基本的方向】

< 地域の将来像 > 人が元気に生活するまち「忠海」

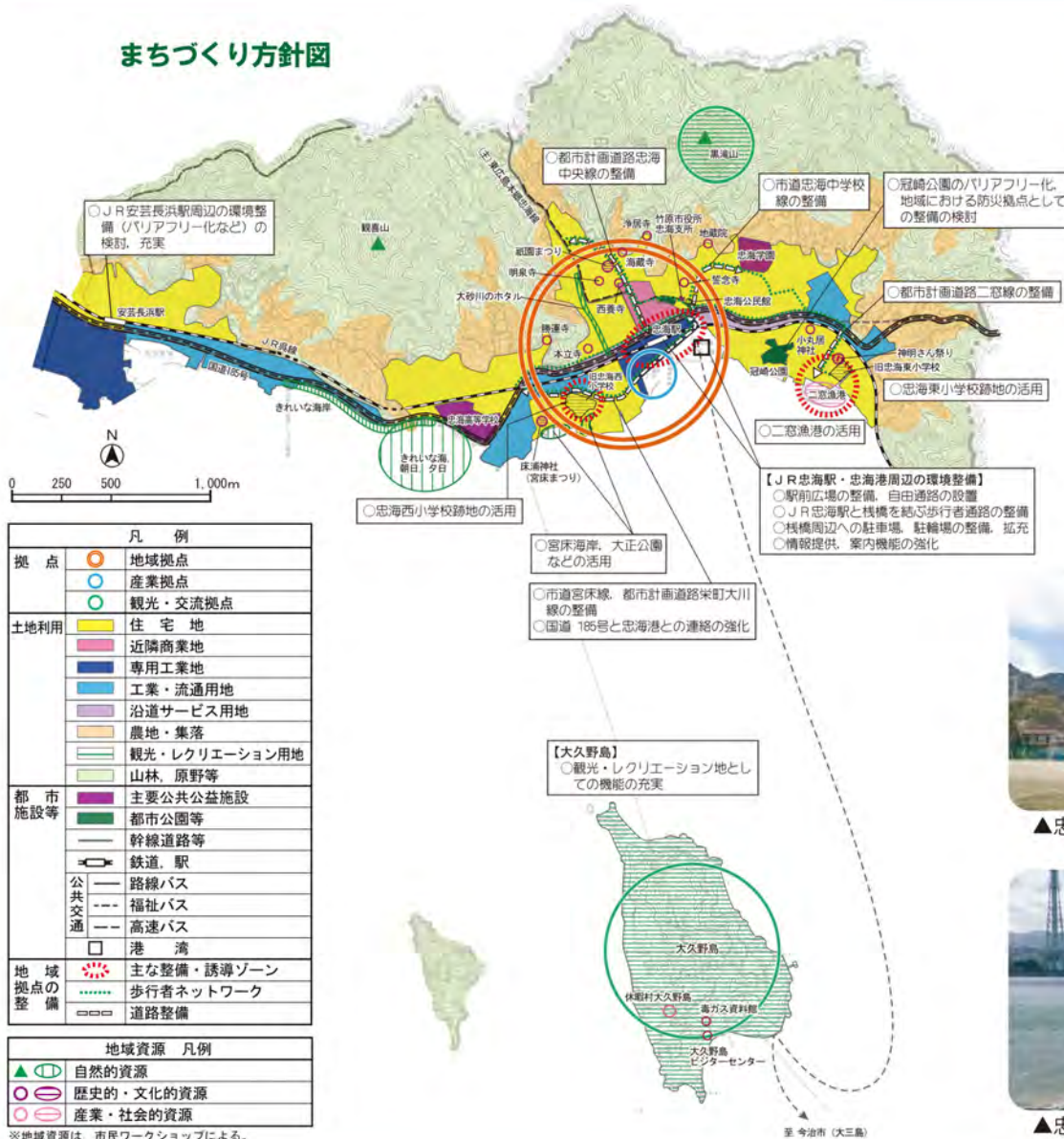
< まちづくりの基本的方向 >

- ① 自然と歴史を守り、活かすまちづくり
- ② 観光客の行き交う賑わいのあるまちづくり
- ③ 学習環境の充実したまちづくり
- ④ 高齢者、大人、子どもが元気に暮らせるまちづくり
- ⑤ 地域みんなが安全かつ安心できる、暮らしやすいまちづくり

【都市構造形成の方針】

- ・ 地域拠点における忠海地域を対象とした都市的サービス機能の充実
- ・ 地域拠点の周辺や駅周辺への居住の誘導
- ・ 居住地、地域拠点と都市拠点を結ぶ公共交通ネットワークの充実

まちづくり方針図



▲休暇村大久野島とウサギ



▲忠海西小学校跡地



▲忠海長浜自然海岸

IV 地域別構想 — 北部地域

【地域の位置づけ】

- 国道2号と同432号の交差する荘野地区に小・中学校、公民館、行政サービス施設などが立地し、市民の日常生活を支える『地域拠点』
- 田園環境の中に湯坂温泉郷などの観光・交流施設や自然的資源、歴史的資源が豊富に分布し、本市の持つ多様な魅力の一端を担う『田園・交流ゾーン』

【地域の将来像とまちづくりの基本的方向】

＜ 地域の将来像 ＞ 緑豊かで、地域愛と誇りにあふれる交流の里「北部」

- ＜まちづくりの基本的方向＞
- ① 歴史、文化を継承するまちづくり
 - ② 緑豊かで、観光と資源のある美しいまちづくり
 - ③ 地域への愛着と誇りが持てる住みよいまちづくり
 - ④ 安全で安心して暮らせるまちづくり
 - ⑤ 北部5町の協力と助けあいによる活力あるまちづくり

【都市構造形成の方針】

- ・ 地域拠点における北部地域を対象とした都市的サービス機能の充実
- ・ 東野、仁賀、田万里の各地区における生活サービス機能の維持
- ・ 地域拠点の周辺への居住の誘導
- ・ 居住地、各地区と地域拠点、都市拠点を結ぶ公共交通ネットワークの充実

まちづくり方針図



※地域資源は、市民ワークショップによる。

V 計画の推進方策

市民等（市民、NPO法人、事業者等）と行政が、それぞれの役割と責任を自覚し、協力してまちづくりに取り組む『協働のまちづくり』を推進します。

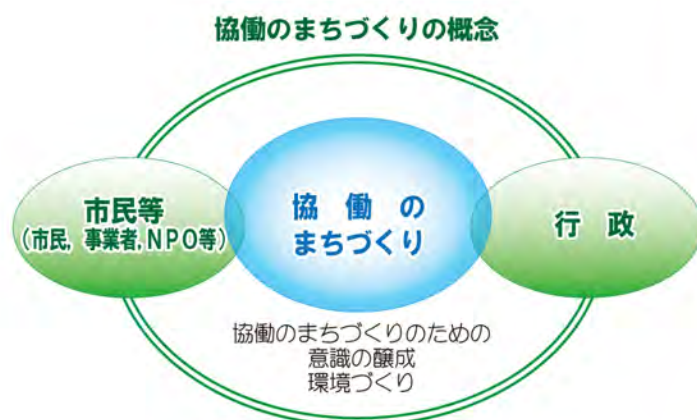
1 協働のまちづくりの推進

■協働のまちづくり意識の醸成

- ・協働のまちづくりの意義
- ・各主体の役割分担などに関する意識啓発 など

■協働のまちづくりの環境づくり

- ・協働のまちづくりの取組の状況などまちづくり情報の分かりやすい提供
- ・市民等の意見のまちづくりへの反映
- ・市民等のまちづくりの支援 など



2 計画の適切な運用

- 本計画を市民等と行政で共有するための、多様な機会を通じた計画の周知
- 本計画の実施における、上位計画などとの連携による効果的な施策の推進
- 本計画の実施における、費用対効果などを考慮した効率的な施策の推進
- 市民参加型の都市施設の管理を進めるなど、効率的な都市運営の推進
- 社会経済情勢などの変化等を踏まえた必要に応じた計画の見直し

3 関係機関との連携

- 国、広島県等の関係機関との連携による本計画に基づく諸施策の推進
- 近隣市町との連携による施策、事業の効果的な展開
- 民間活力の活用、民間事業者等との連携などによる活力あるまちづくり



▲賀茂川流域環境保全事業



▲海の環境保全事業 リフレッシュ瀬戸内(的場公園)

第3次竹原市都市計画マスタープラン 概要版

平成28年11月

発行：竹原市

編集：竹原市建設部都市整備課



〒725-8666

竹原市中央五丁目1番35号

電話

0846-22-7749

FAX

0846-22-8579

URL

<http://www.city.takehara.lg.jp/>